

機関番号：12603

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 年度 ～ 2010 年度

課題番号：20710186

研究課題名 (和文) 中東諸国におけるパレスチナ難民の帰化に関する研究

研究課題名 (英文) Research on the legal and social prospect of naturalization for Palestinian refugees in the Middle Eastern countries

研究代表者 錦田 愛子 (NISHIKIDA AIKO)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・助教

研究者番号：70451979

研究成果の概要 (和文)

本研究ではヨルダン、レバノン、クウェートにおいてパレスチナ人がおかれた法的地位と社会的包摂・排除の状況、またそれを取り巻く政治情勢について、比較研究を行った。難民となり 60 余年が経過したパレスチナ人は、現住国において帰化をどう捉えているのか、意識と実践の様子について聞き取り調査を行った。また各国政府がパレスチナ人に対してとる政策の動向とその影響について、資料調査などに基づく分析で明らかにした。

研究成果の概要 (英文) :

This research was conducted as a comparative study about Palestinian refugees in Jordan, Lebanon and Kuwait. Their legal status, social inclusion and exclusion, and the surrounding political situation were investigated, and perception and practice about naturalization in their each resident country was analyzed. Difference of the policies and their effect on the lives of Palestinians were also clarified through interviews and documental research.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：パレスチナ研究、中東地域研究、移民／難民研究

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：地域研究、中東、パレスチナ、移民／難民、帰化、レバノン、ヨルダン、国籍

1. 研究開始当初の背景

(1) イスラエル建国をめぐり勃発した 1948 年戦争の際、パレスチナにいた非ユダヤ人の多くは難民となった。彼らは主として周辺アラブ諸国に避難したが、紛争の長期化のため、約 60 年を経てもなお故郷へ帰還することができない。国連決議でパレスチナ人に認められた帰還権など国際法上の地位や、難民キャンプ内での生活環境については、これまで多

くの研究が行われてきた。だがパレスチナ人の帰化の問題を正面からとりあげた研究は少なく、特に日本国内にはみられなかった。

(2) 本研究で調査対象としたレバノン、ヨルダン、クウェートの 3 カ国は、それぞれ以下の特徴をもつ。パレスチナと最長の境界線と接するヨルダンは、スンニ派イスラーム教徒が大多数を占め、建国以前からパレスチナと

の往来が活発であった。そのため現在ヨルダンに住むパレスチナ人の大半には、国籍と市民権が認められている。これに対してレバノン、中東諸国の中でもキリスト教徒の比率が高く、多様な宗派構成となっている。スンニ派が多数派を占めるパレスチナ人の存在は、国内の宗派バランスを脅かすと考えられ、帰化に対する抵抗は強い。他方でクウェートは、多くのパレスチナ人を外国人労働者として受け入れたが、国籍の取得は原則として認めない方針を採っている。

(3) 本研究代表者は、博士後期課程以降、ヨルダン在住のパレスチナ人を対象に調査を行い、また 2007 年以降はレバノンでもパレスチナ難民キャンプ等での調査を行ってきた。クウェート滞在経験のあるパレスチナ人に聞き取り調査を行った経験もあった。そこから導かれた結果は、国ごとに大きく異なる特徴をもっていたことから、差異の比較と、それをもたらす法的・社会的環境の調査が必要であるとの認識を抱いた。

2. 研究の目的

本研究課題では、中東諸国に在住のパレスチナ人が、現住国での帰化に対してどのような意識や可能性をもっているのか、明らかにすることを目的とした。

離散から 60 年以上を経た現在、パレスチナ人にとって帰化はどんな意味をもつのか、アイデンティティや、コミュニティ内での評価・位置づけなど認識上の違いや変化を動的に把握しようとした。

また帰化をめぐる、各国において政策の違いは、どのように法整備され、行政的に施行されているのか。それらは当該国に住むパレスチナ人の生活に対して実際にはどのように影響を与えているのか。制度的側面の動態とその作用について、本研究では歴史的経緯と現状の双方の解明を試みた。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、研究代表者自身が調査対象地で行うフィールドワーク（現地調査）を中心に行われた。フィールドワークは大きく分けて、聞き取り調査と、資料調査で構成される。聞き取り調査は、現地で活動する人権 NGO など、パレスチナ難民と日常的にかかわりをもつ組織から、調査対象者の紹介を受けて実施した。また政府や国連関係者・施設など、調査に必要な関係機関での聞き取り調査を行った。資料の収集には、レバノン、ヨルダンの主要な大学や研究所の施設を利用した。また各研究所に所属する研究者から研究遂行上有益な助言を受けた。

(2) 調査対象地には、中東諸国の中でも、パ

レスチナ人の居住人口が比較的多く、滞在資格等に特徴があると考えられるヨルダン、レバノン、クウェートを選択した。各地域の特徴については既述のとおりである。異なる政策をとるこれらの国々での調査結果は、各事例の分析のほか、相互比較も行った。調査期間はおもに 2 週間～1 ヶ月程度であった。

(3) 調査対象事例としては、滞在国において帰化を試みたパレスチナ人の個別の事例や、実際に帰化した事例、帰化を拒否された事例などをとりあげ、それぞれの政治的背景、社会的位置づけ、当事者の意識などを調査した。また当該政策を実施する側の政府機関の関係者から、政策の意図などについて話を聞くなどした。こうした方法を取ることで、帰化をめぐる制度と実践の両側面を取り上げ、検討することが可能になった。

4. 研究成果

(1) レバノンでは 2008 年夏、2010 年夏に調査を行い、パレスチナ人による帰化の類型を把握し、それぞれの事例調査を行った。聞き取り調査では、レバノン在住のパレスチナ人がレバノン国籍を取得した時期や方法、認定された理由にいくつかパターンが見られることが確認された。すなわち、①1950 年代頃に多くみられた、キリスト教徒を中心に裁判などの手続きを通して国籍取得が認められた例、②1994 年にレバノン政府が発行した布告第 5247 号により国籍取得を認められた例、③さまざまな時期において、レバノン人男性との婚姻によりパレスチナ人女性とその子どもが国籍を取得した例などである。

最初の例では、取得者がもともとレバノン出身であることを主張して、取得を認められた場合が多い。次の事例では、シリア人を中心に 15 万人以上に対して国籍が付与されたが、その中には「七つの村」と呼ばれるレバノン南部の国境地帯出身のパレスチナ人が含まれた。彼らの間ではレバノンとパレスチナのいずれに対してより強い帰属意識を抱くかに多様性が見られ、布告が出される以前の政治的経緯の違いが作用している様子が伺われた。最後の例では、パレスチナ人とレバノン人との婚姻が比較的多く観察されることが分かったが、他方で妻子に対する国籍の付与は、手続きの運用上より厳格に適用されるようになってきていることが分かった。

(2) 研究代表者は、上記 3 類型の事例について、それぞれ聞き取り調査を行った。調査は首都ベイルートおよびレバノン南部の町テイール（アラビア語名「スール」）周辺部で行われ、対象者の選定および調査の同伴には、レバノン国内のローカル NGO である「パレス

チナ人権組織 (Palestinian Human Rights Organization)」の協力を得た。同組織からは、研究実施計画の段階ですでに調査協力を依頼しており、他の研究機関に対する協力実績もあったため、順調に調査を遂行することができた。

聞き取り調査では、既述のような各事例の国籍取得における特徴のほか、「七つの村」に含まれるとされる村の名前に諸説の定義あること、現在の集住傾向や、意識の相違などを伺うことができた。これらの調査の成果については日本国内の研究会や公開講演会、およびレバノンや、マレーシアでの国際会議などの場で口頭発表を行った。

(3) 2008年の夏には、レバノン国内の首都ベイルートにおいて資料収集を行い、レバノン国籍法、政府発行の布告、および「七つの村」に関連する南部国境地帯の歴史・地誌などに関する文書資料（アラビア語および英語）を収集した。これらは日本国内では入手が困難な貴重資料が大半を占める。またレバノンでは、ベイルート・アメリカン大学 (AUB) のサリ・ハナフィー教授など著名なパレスチナ研究者から、研究調査上の重要な助言をいただいた。



↑ 収集した資料の一例 (布告第 5247 号)

(4) 2010年の夏には、レバノン議会で審議が進み注目を集めていたパレスチナ人に対する労働の条件緩和に関する決定とその背景について、調査・分析を行った。就労規制はパレスチナ人に対して帰化に向かう定住を困難にするため、設けられてきた措置である。それが転換される背景には、ラフイーク・ハリリー元首相暗殺をめぐる国際法廷の設

置などレバノンの内政における勢力配置の流動化が指摘され、パレスチナ人の不安定な地位が政争の道具として利用されている様子がうかがわれた。

これら分析の結果は、雑誌論文として掲載されたほか、朝日新聞社のウェブサイト上の朝日中東マガジンに掲載された。

(5) ヨルダンでの調査は 2009 年の夏に実施した。調査対象は、ヨルダン国籍をもたないパレスチナ出身者で、おもに 1967 年戦争を契機にヨルダンへ渡った「ガザ難民」である。調査はまず首都アンマンにおいて、ヨルダン国内で難民キャンプを統括するパレスチナ関係庁 (DPA) および国内数箇所の研究所で、政府のガザ難民に対する政策の動向に関する参考情報や資料を収集することから着手した。次に UNRWA (国連パレスチナ救済事業機関) スタッフの協力を得て、ガザ難民の集住地であるジャラシュ難民キャンプを訪問し、現地のコミュニティ事務所 (CDO) においてガザ難民への聞き取り調査を行った。

(6) 上記の調査の結果、明らかになったのは、ヨルダン国内においてガザ難民は、ジャラシュ難民キャンプの他にも国内各地の難民キャンプや、キャンプ外の住宅地に散らばって住んでいること、ヨルダン国籍がないために一般旅券は取得できず、代わりに一次旅券を支給されていること、初等教育までは UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関) およびヨルダン政府の学校に通常の学費で通うことができるものの、学部以上の高等教育を受けるには学費の面で外国人と同じ扱いを受けることなどである。また就業規制も多く、レバノン在住の国籍をもたないパレスチナ人と近い状況におかれていることが確認された。

ヨルダン国内のパレスチナ人は大半が国籍を取得し、法的・社会的に安定した地位を得ているため、ガザ難民の存在は国際的な注目を浴びにくい。これに対して近年では、EU および UNRWA もガザ難民のおかれた状況に焦点を当て、重点的な調査や支援を行おうとしている動向を把握することができた。

(7) 国内に住むパレスチナ人に対して、ヨルダン政府は基本的に支援の対象を難民キャンプ在住者に限る方針を示し、パレスチナへの帰還が実現するまでの一時的な庇護として支援を行っていることが、関係者への聞き取りにより明らかになった。また 1948 年戦争以降、ヨルダン川西岸地区および東岸のヨルダン国内に在住するパレスチナ人については「ヨルダン国民」とみなされ、通常旅券の発行等、国民としての完全な権利の取得が認められている。これらが示すのは、同じ出

身地のパレスチナ人であっても、移動の時期や経由地によって、現在の法的地位が異なり、享受できる権利の範囲に違いが生じるという事実である。研究代表者はこれを「階層的な市民権の付与」と位置づけ、移動の時期と移動先、旅券の種類などの特徴によって分類を行った。

出身地	1948年時点の移動先	1967年時点の移動先	ヨルダン旅券の種類	国民番号の有無	UNRWA登録	呼称分類
イスラエル領	ヨルダン		通常	有	可	難民
イスラエル領	西岸地区	ヨルダン	通常	有	可	避難民/難民
イスラエル領	ガザ地区	ヨルダン	一時	なし	可	難民/ガザ難民
西岸地区	ヨルダン		通常	有	可	難民
西岸地区		ヨルダン	通常	有	不可	避難民
西岸地区	ガザ地区	ヨルダン	一時	なし	可	難民/ガザ難民
ガザ地区	西岸地区	ヨルダン	通常	有	可	避難民/難民
ガザ地区		ヨルダン	一時	なし	不可	ガザ難民
ガザ地区	ヨルダン		通常	有	可	難民

(8) クウェートのパレスチナ人については、主に資料調査を実施し、アンマン市内でクウェートにおける国籍取得に関する文献を収集したほか、ヨルダン大学戦略研究所 (Center for Strategic Studies) のナワフ・テル所長から、クウェートの国籍取得者に関する今後の調査手法等について意見交換を行った。また 2010 年夏に参加した下記の国際学会 WOCMES (World Congress for Middle Eastern Studies) において、同じパネルの報告者との間で情報交換を行った。資料調査では、クウェートを含む湾岸諸国においてパレスチナ人が置かれた状況について、政治・社会の変化との関係によりどのような影響を受けてきたか、既存研究の動向を調べるなどの成果をあげることができた。

(9) 研究機関の最終年度 (2010 年) は、おもにそれまでのヨルダン、レバノンで行ってきた調査の成果に基づき、各種の学会、研究会、市民講座、論文、その他の媒体などで報告を行った。

なかでもガザ難民についての研究は、7 月にスペインのバルセロナで開催された国際学会 WOCMES において、カイロ大学の比較法学研究者ジャンルカ・パロリンにより組織されたパネル「Citizenship in the Arab World」に応募して採択され、報告を行った。本パネルは、世界各国からアラブ系住民の各国における帰化や国籍取得をめぐる問題を専門にする研究者が集まり、報告に対するコメントや、他地域における事例などきわめて貴重な情報交換を行うことができた。

レバノンでの調査事例については、日本中東学会で報告を行ったほか、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所が主催する

若手研究者報告会において報告を行った。こちらは調査地に近いペイルートでの報告となり、当該国の研究者から高い関心を寄せられ、貴重なコメントを得ることができた。

(10) 研究代表者の行った調査の結果は、学会、研究会での報告や、論文執筆のほか、朝日カルチャーや府中市等の市民講座においても話題に取り混ぜ、研究成果を踏まえた報告を行っている。また国立民族学博物館や東京外国語大学の機関誌、市民講座を踏まえた一般刊行の書籍の一章としても執筆しており、学術的な場のみならず、広く社会全体に開かれた場においても有意義な内容として発信された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 7 件)

- ① 錦田愛子、レバノン政治とパレスチナ人の就労問題 —2010 年の法規制緩和と帰化をめぐる議論、中東研究、査読無、510 号、2011 年、pp. 92-100.
- ② 錦田愛子、変容するパレスチナの婚姻事情、フィールドプラス、査読無、第 3 号、2010 年、p. 6.
- ③ 錦田愛子、パレスチナ問題を読む、歴史と地理 世界史の研究、査読無、第 631 号、2010 年、pp. 41-45.
- ④ Nishikida Aiko, 'Palestinians from the "Seven Villages": Their Legal Status and Social Condition,' *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, 査読有、Vol. 3, No. 1, 2009, pp. 220-231.
- ⑤ 錦田愛子、ヨルダン政府とイラク難民—イラク戦争後の難民の動態—、文教大学国際学部紀要、査読無、19 巻、2009 年、pp. 63-82
- ⑥ 錦田愛子、刺繍から想うパレスチナの故郷、月刊みんぱく、査読無、第 33 巻第 5 号、2009 年、p. 7.
- ⑦ 錦田愛子、市民権のもつ新たな可能性—中東・パレスチナ難民の離散より、民博通信、査読無、128 号、2008 年、pp. 14-15.

〔学会発表〕 (計 3 件)

- ① Nishikida Aiko, ‘Abnā’ Ghazza” and the Jordanian policy on citizenship’, World Congress for Middle Eastern Studies, Universitat Autònoma de Barcelona, Spain, 22 July 2010.
- ② 錦田愛子、レバノン内戦後のパレスチナ難民 ―政治的位置づけの変化と法的地位―、日本中東学会、広島市立大学、2009年5月17日
- ③ 錦田愛子、レバノンのパレスチナ難民に関する法的地位の動向 ～「7つの村」をめぐる国籍付与問題～、日本中東学会、千葉大学、2008年5月25日

[図書] (計3件)

- ① 錦田愛子、現代企画室、『〈鏡〉としてのパレスチナ ―ナクバから同時代を問う』2010年、共著、pp. 212-238.
- ② 錦田愛子、有信堂、『ディアスポラのパレスチナ人 ―「故郷 (ワタン)」とナショナル・アイデンティティ』2010年、単著、総頁数 304.
- ③ 錦田愛子、他、名古屋大学出版会、『イスラーム世界研究マニュアル』「Ⅱ「研究案内」 4-14 難民問題」2008年、共著、pp. 370-374.

[その他]

ホームページ等

<http://fieldnet.aacore.jp/wiki/>

<http://www.tufs.ac.jp/common/is/kenkyu/kaken/top.htm>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

錦田愛子 (NISHIKIDA AIKO)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・助教

研究者番号：70451979